

## 議案第58号

山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月9日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

### 山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例

山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び議会」を「、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「実施機関の職員が職務上」を「実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第9条第2号エを次のように改める。

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）

第9条第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「又は国」の次に「、独立行政

法人等」を加え、「これらに準ずる団体」を「地方独立行政法人」に改める。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第11条の3 市が設立した地方独立行政法人がする公開決定等又は公開の請求に係る不作為についての不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、<u>議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>(2) 公文書 <u>実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>(2) 公文書 <u>実施機関の職員が職務上</u>作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記</p>

録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）

オ (略)

録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

エ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名（公開することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）

オ (略)

(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ （略）

(4) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関の内部若しくは相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(5)～(7) （略）

（市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第11条の3 市が設立した地方独立行政法人がする公開決定等又は公開の請求に係る不作為についての不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ （略）

(4) 市又は国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関の内部若しくは相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(5)～(7) （略）